主

本件控訴を棄却する。

当審における未決勾留日数中六拾日を被告人の本刑に算入する。

里

被告人本人及び弁護人位田亮次の各控訴趣意は別紙記載のとおりで、これに対し次のように判断する。

弁護人の控訴趣意について。

「要旨〉原審第一回公判調書に所論の事項についての記載がないことは所論のとおりであるが、現行刑事訴訟法第五〈/要旨〉十二条によれば、公判期日における訴訟続で公判調書に記載されたものについては反証を挙げて争うことは許されないが、公判調書に記載のない事項は、当然存在しなかつたものということはできず、他の資料によつてその存否を証明することができるのである。そして本件においては、当審で当時の立会書記官補であるAを証人として尋問したところによると、原審で当時の立会書記官補であるAを証人として尋問したところによると、原審で当時の立会書記官補であるAを証人として尋問したところによると、原審で当時の立会書記官補であるAを証人として尋問したところによると、原審で当時の立会書記官補であるAを証人として尋問したところによると、原審で当時の立会書記であるから、原審の適用につから、原本の原述のあったことが明らかであるから、原審の訴訟手続に所論のような違法があったとはいえない。それゆえ論旨は理由がない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 大塚今比古 判事 河原徳治 判事 中野次雄)